大津市民の方で

人工呼吸器を ＋ 在宅にて ＋ 常時使用（２４時間）

の方を対象に

人工呼吸器の非常用電源の購入費助成を行います！

（令和７年８月１日から）

大津市では、災害等で長時間停電が発生した際の一助として、在宅で常時人工呼吸器を使用する方へ、人工呼吸器の非常用電源の購入費用を助成します。

【注意】次の方は、**対象外**です。

病院入院中の方・施設入所中の方
常時（２４時間）使用されていない方
購入後に手続きされた方

具体的な内容･申請の流れは裏面をご覧ください。

裏面へ→

対象者等について

・対象者

大津市に居住されている方で、常時（24時間）、在宅で人工呼吸器を使用されている方

（医療機関等に入院中の方、施設等に入所中の方及び、本人又は配偶者のいずれかが、日常生活用具の給付決定のあった月の属する年度（日常生活用具の給付決定のあった月が4月から6月までの間にあっては前年度）の市民税所得割額46万円以上の場合は対象外）

・対象品目　蓄電池、発電機、インバーター及び外部バッテリーのうちいずれか1つ　（購入費のみ。修理、維持経費は対象外）

・助成額　購入費用の9割（ただし、生活保護世帯及び非課税世帯の方については全額助成）

・上限額　10万円（税込）

（例：15万円の蓄電池を購入される場合、10万円までを給付対象とし、その9割にあたる9万円を助成）

・耐用年数　6年（途中で使用機器を変更した場合等でも、6年間は再申請できません。）

申請の流れ

① 申請書類の準備

申請書類の様式は↓からダウンロードできます

□障害者等日常生活用具給付等申請書
□見積書（購入する業者に依頼）
□カタログの写し（購入する業者に依頼）
□医学意見書等（医師に依頼）
※医師による、常時人工呼吸器装着の必要性が確認できるもの
（本市指定の日常生活用具医学意見書（人工呼吸器非常用電源用）、人工呼吸器等装着証明書の写し、臨床調査個人票の写し等）
□個別避難計画作成状況確認票

② ①の書類を全て揃えて障害福祉課に提出（郵送申請可）

注意！！ 必ず購入前に申請し、給付決定を受けてください。
購入後は助成対象になりません。

③ 給付決定通知書の受理

提出書類の審査後に給付決定された場合は、給付決定通知書を送付します。

④ 用具を業者に発注し、用具を受け取り、自己負担額を支払う

（当課から業者に直接助成額の支払いをします。）

〈注意事項〉
給付した用具を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできません。

お問い合わせは　大津市障害福祉課　サービス支給係まで
〒520-8575　大津市御陵町3－1
Tel 077-528-2726　Fax 077-524-0086